誓約書

徳島県知事

殿

所 在 地 法人・団体名 代表者職氏名

徳島県正社員化促進支援助成金の支給申請をするに当たり、次に掲げる事項について相違ないことを 誓約します。

- (1) 偽りその他不正の行為(詐欺, 脅迫, 贈賄等刑法(明治 40 年法律第 45 号)各本条に触れる行為のほか, 刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても, 故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。)により本来受けることのできない助成金の支給を受け, 又は受けようとしたことにより, 支給申請日の時点で, 厚生労働省が実施している雇用関係助成金の不支給措置がとられている事業主でないこと。
- (2) 前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がないこと。
- (3)過去1年間に労働関係法令違反を行っていないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業主でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)である事業主及び法人においては役員が、同条第2号に規定する暴力団員である事業主でないこと。
- (6) 暴力主義的破壊活動を行ったまたは行う恐れがある団体等に属していないこと。
- (7) 倒産(雇保則第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。)している事業主(再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17号に規定する更生手続開始の申立てをいう。)を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。)でないこと。
- (8) 雇用保険適用事業所であること。
- (9)徳島県税に未納がないこと。
- (10) 支給申請書の作成に当たっては、虚偽の記載を行わないこと。